

個人情報保護管理規程

(目的)

第1条 本規程は、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年5月30日・法律第57号。以下「法」という。)及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成25年5月31日・法律第27号。以下「番号法」という。)、**「健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンスについて」**(平成29年4月14日保発0414第18号厚生労働省保険局長通知。以下「ガイダンス」という。)、**「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)」**(以下「特定個人情報ガイドライン」という。)、**「健康保険組合における個人情報保護の徹底について」**(平成14年12月25日保保発第1225001号厚生労働省保険局保険課長通知。以下「保険課長通知」という。)に基づき、個人情報保護の重要性にかんがみ、東京都電機健康保険組合(以下「組合」という。)における被保険者及びその被扶養者(以下「被保険者等」という。)等、組合が保有する個人情報の漏えい・滅失又はき損等(以下「漏えい等」という。)を防止し、個人情報保護の徹底を図ることを目的とする。

(個人情報の定義)

- 第2条** 本規程による個人情報とは、法第2条第1項に定める特定の個人を識別することができるものをいい、紙に記載されたものであるか、写真・映像や音声であるか、電子計算機・光学式情報処理装置等のシステムにより処理されているかは問わない。また、この組合における個人情報は原則として【別表1】に掲げるものとする。
- 2 本規程による特定個人情報とは、番号法第2条第8項に定める個人番号をその内容に含む個人情報をいう。
 - 3 本規程による要配慮個人情報とは、法第2条第3項に定める取扱いに特に配慮を要する記述等が含まれる個人情報をいう。
 - 4 死者に関する情報は、法の対象外であるが、ガイダンスに基づき、死者に関する情報が、同時に、遺族等の生存する個人に関する情報でもある場合には、当該生存する個人に関する情報となる。
 - 5 前項にかかわらず、個人番号を含む死者に関する情報は生存する者に関する情報と同様に取扱うものとする。

(個人情報の利用目的の特定と公表等)

第3条 個人情報を取り扱うに当たって、その利用目的を【別表2】においてできる限り特定し、被保険者等本人にわかりやすい形で通知し、またはホームページ、組合・事業所掲示板への掲示、広報紙等で公表する。また、新たに個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を被保険者等本人に通知し、または前記手段等を用いて公表する。

- 2 組合は、法第18条第3項各号に定める場合を除き、あらかじめ本人の同意なく【別表2】により定める利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。ただし、利用目的と関連性を有すると合理的に認められる場合は、本人に対し通知又は公表することにより変更できるものとする。
- 3 第1項の場合において、特定個人情報の利用目的は、番号法第9条に定める利用範囲において特定しなければならない。
- 4 第2項にかかわらず、特定個人情報については本人の同意有無にかかわらず、番号法第9条に定める範囲において特定した利用目的を超えて、取扱ってはならない。

(個人情報の第三者への提供)

第4条 法第27条第1項各号に定める場合を除き、あらかじめ被保険者等本人の同意を得ないで、個人情報を提供してはならない。ただし、同条第5項各号に定める場合において、個人情報の提供を受ける者は第三者に該当しないものとする。

- 2 当該個人情報が特定個人情報である場合、本人の同意有無にかかわらず、番号法第19条に定める場合を除き、提供してはならない。
- 3 法第27条第1項各号又は第5項各号に定める場合を除き、個人情報を第三者(法第16条第2項各号に掲げる者を除く。次項において同じ。)に提供する場合、様式第1号に定める記録を作成するとともに当該記録を提供した日から3年間保存しなければならない。
- 4 法第27条第1項各号又は第5項各号に定める場合を除き、第三者から個人情報の提供を受ける場合、様式第2号に定める記録を作成するとともに当該記録の提供を受けた日から3年間保存しなければならない。

(個人情報の適正な取得及び正確性の確保)

第5条 偽りその他の不正の手段により個人情報を取得してはならない。また、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人情報を正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。

- 2 特定個人情報については、番号法第20条に定める場合を除き、収集又は保管してはならない。また、本人又は代理人から個人番号の提供を受けるときは、番号法第16条に定める本人確認の措置をとらなくてはならない。
- 3 法第20条第2項各号に定める場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を取得してはならない。

(管理組織)

第6条 個人情報保護に関する管理組織として、個人情報取扱責任者及び個人情報保護管理担当者を設置するものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、管理組織について必要な事項は、理事会において別に定める。

(個人情報取扱責任者及び個人情報保護管理担当者の責務等)

第7条 個人情報取扱責任者は、専務理事及び常務理事が就任するものとし、個人情報保護の徹底が図られるよう、各種安全対策の実施、組合の役職員等に対する教育訓練、外部委託業者の監督、個人情報に関する開示請求や苦情処理等を適切に行うなど個人情報保護に関して必要な措置の全般を管理し、理事長など役員とともに、その責任を負うものとする。

- 2 個人情報保護管理担当者は、事務局長が就任するものとし、個人情報取扱責任者の指揮のもと、前項に定める個人情報保護に関する必要な措置を実行するものとする。

(守秘義務)

第8条 役職員及び組合会議員は、被保険者等の個人情報の漏えい等をしてはならない。その職務を退いた後においても同様とする。

(個人情報の管理)

第9条 被保険者等の個人情報が記載、記録された文書等（帳票、電子データ等全ての記録様式を含む。以下同じ。）の保管場所については盗難、紛失、不正利用がないよう常時施錠するなど、十分な措置を講じるものとし、その鍵の管理は、個人情報取扱責任者が行うものとする。また、個人情報取扱責任者は第7条に定める安全対策として、個人情報が記載、記録された文書等について整理及び保管状況を把握するとともに、電子計算機及び番号法第2条第1項第14号に定める情報提供ネットワークシステムへの接続環境の管理を適正に実施するものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、被保険者等の個人情報への不当なアクセス並びに故意又は

過失による虚偽入力、書換え及び消去を防止するため必要な事項に関しては、理事会において別に定める。

(死者に関する情報の管理)

第10条 組合が死者に関する情報を保存している場合には、組合は漏えい等の防止のため、個人情報と同等の安全管理措置を講じる。

(個人情報の廃棄及び消去)

第11条 被保険者等の個人情報が記載された文書等の廃棄を行う場合は、個人情報取扱責任者の指示に従い、個人情報を読取不可能な状態にしなければならない。

2 電子計算機及び光学式情報処理装置の廃棄又は転売・譲渡等（リースの場合は返却）を行う場合は、個人情報取扱責任者の指示に従い、ハードディスク内のデータを復元不可能な状態にしなければならない。

3 特定個人情報については、必要でなくなった場合かつ所管法令で定める保存期間を経過した場合、前二項に定める方法により、可及的速やかに廃棄又は消去しなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、個人情報の廃棄及び消去のため必要な事項に関しては、理事会において別に定める。

(教育訓練)

第12条 個人情報取扱責任者は、役職員の採用及び組合会議員の就任に当たり、個人情報保護の重要性等について理解し遵守の徹底が図られるよう必要な研修、教育を実施するほか、随時、役職員及び組合会議員に対し、個人情報保護に関して必要な研修、教育を実施する。

2 前項に定める研修、教育を実施した場合、個人情報取扱責任者または個人情報保護管理担当者は、実施時期、場所、対象者及び内容を記録し保存するものとする。

(委託先の監督)

第13条 組合の被保険者等の個人情報に関する業務を委託した場合には、委託業務に用いる個人情報の安全管理が図られるよう、委託先に対し、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(外部委託)

第14条 個人情報及び特定個人情報に関する処理は、次の各号に掲げる事項を契約書上に明記することを了承した業者に限り、外部委託することができる。

- (1) 法令、関連通知及びガイドランス（当該個人情報が特定個人情報である場合には、特定個人情報ガイドラインを含む）を遵守し、個人情報の保護に万全を期すこと。また、契約期間終了後においても同様であること。
- (2) 被保険者等の個人情報を、組合の事業目的以外に利用しないこと。
- (3) 被保険者等の個人情報の漏えい等が生じた場合には、契約を解除すること。
- (4) 被保険者等の個人情報の漏えい等により損害が生じた場合には、損害賠償を行うこと。
- (5) 組合の個人情報取扱責任者は、随時、委託契約に関する調査を行い、説明を求め及び報告を徴することができること。
- (6) 個人情報取扱責任者から問題が指摘された場合には、速やかに必要な措置を行うこと。
- (7) 組合との直接の契約関係を伴わない再委託を行わないこと。

(保有個人データの開示)

第15条 組合が保有する診療報酬明細書、調剤報酬明細書、及び訪問看護療養費明細書（老人医療に係るものを除く。以下「レセプト」という。）の開示に当たっては、「診療報酬明細書等の被保険者等への開示について」（平成17年3月31日保発第0331009号厚生労働省保険局保険局長通知）に基づき取扱い、レセプト開示に係る具体的取扱いについては、組合の「診療報酬明細書等の開示に係る取扱要領」に則り処理を行う。

- 2 組合のレセプト以外の保有個人データの開示に当たっては、組合の「保有個人データ（診療報酬明細書等を除く）の開示・訂正・利用停止等に係る取扱要領」に則り処理を行う。

(開示手数料)

第16条 レセプト並びに保有個人データの開示申請に係る手数料は、開示、不開示に関わりなく文書1件につき300円を徴収する。

(保有個人データの訂正及び利用停止等)

第17条 被保険者等本人から、個人データの内容が事実でないという理由によってデー

タの内容の訂正、追加又は削除（以下「訂正等」という。）を求められた場合、若しくは個人データが、特定した利用目的の達成に必要な範囲を超えて取扱われる、偽りその他不正の手段により取得される、また特定個人情報が番号法において定める範囲を超えて第三者に提供されるなどの理由によって、データの利用の停止又は消去（以下「利用停止等」という。）を求められた場合、組合の「保有個人データ（診療報酬明細書等を除く）の開示・訂正・利用停止等に係る取扱要領」に則り処理を行う。

（個人情報相談窓口の設置）

第18条 個人情報の取扱いに関する相談や苦情の適切な処理を行うため、組合に個人情報相談窓口を設置する。

2 被保険者等から苦情等の申し出があった場合は、苦情等の内容を調査、確認のうえ個人情報取扱責任者に報告しなければならない。

（監査）

第19条 監事は、個人情報保護の徹底に関して、監査を毎年1回実施する。

2 前項の監査により、監事から問題点の指摘等があった場合には、個人情報取扱責任者は、速やかに必要な措置を講じなければならない。

（損害賠償）

第20条 故意、過失による個人情報の漏えい等により、損害を及ぼした者は賠償の責を負う。

（懲戒）

第21条 職員が、本規程並びに関連規程に違反した場合は、服務規程等（就業規則）に基づき、懲戒する。

（漏えい等の事故にかかる対策）

第22条 組合は個人情報の重要性及び秘匿性を十分理解するとともに、漏えい等の事故が発生しないよう、その予防対策や事故発生時の対応につきあらかじめ定めるとともに、常時事故防止に努めなければならない。

2 漏えい等の事故が発生した場合の報告連絡体制を整備し、組合が定める対応のほか、ガイダンスⅢ6に定める二次被害の防止及び事実関係の公表ならびに所管官庁への報告を速やかに実施するものとする。

附 則 この規程は、平成15年8月1日より施行する。

附 則 この改正は、平成17年4月1日より施行する。
(個人情報保護法施行による字句の訂正、条文の変更、追加)

附 則 この改正は、平成28年4月1日より施行する。
(「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」
(平成25年法律第27号) 施行による字句の訂正、条文の変更、追加)

附 則 この改正は、平成29年5月30日より施行する。
(「個人情報保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための
番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う字句の訂正、
条文の変更(第1条・第2条・第3条・第4条・第5条・第14条)、追加(第22
条)、4条変更に伴う様式1及び様式2の追加)

附 則 この規程の【別表1】の改正は、令和2年10月1日より施行する。

附 則 この規程の【別表2】の改正は、令和3年7月5日より施行する。

附 則 この規程の【別表2】の改正は、令和3年10月1日より施行する。

附 則 この規程の【別表2】の改正は、令和4年1月1日より施行する。

附 則 この規程及び【別表1】の改正は、令和4年4月1日より施行する。
(個人情報保護法改正による字句の修正、条文の変更(第3条・第4条・第5条・
22条)

健康保険組合が保有する個人情報

各情報共通保有項目	
保険者番号及び被保険者等記号・番号、氏名、性別、生年月日、個人番号	
情報の種類	個人情報の内容
適用業務情報	資格取得日、被保険者証(被保険者)再交付原因、資格喪失日、資格喪失原因、被保険者証(被保険者用)回収区分、標準報酬月額、報酬実績、賞与支払年月日、賞与額、被扶養者の有無、事業所間の異動履歴、産前産後休業期間、産前産後休業終了年月日、給与締切日、給与支払日、養育する子の氏名、養育する子の生年月日、産前産後終了時報酬月額、産前産後終了時報酬実績、育児休業期間、育児休業終了年月日、育児休業に係る養育する子の区分、育児休業に係る実子以外の子を養育し始めた日、育児休業終了時報酬月額、育児休業終了時報酬実績、被保険者住所
被扶養者情報	被保険者との続柄、月平均収入額、同居別居の別、被扶養認定日、被扶養削除日、被扶養者資格喪失日、住所地(都道府県)、被保険者証(被扶養者)再交付原因、被保険者証(被扶養者用)回収区分
任意継続情報	住所、資格喪失時の標準報酬月額
現金給付業務情報	住所、電話番号、振込口座、受診医療機関名、受診年月、傷病名、給与所得、基礎年金番号、年金額、医療費、装具装着日、装具購入費用、装具製作会社、前年度所得(非課税者のみ)、移送費用、証明医療機関名、労務不能期間、労務不能期間に受けた給与、労務不能期間の出勤状況、出産(予定)日、出生児数、出生児名、続柄、出産に要した費用、死亡年月日、死亡原因(病名)、戸籍謄本記載内容、埋葬に要した費用(埋葬費のみ)、取得前・喪失後加入保険情報(確認必要対象者のみ、加入期間・受給履歴)
レセプト業務情報	本人・家族区分、診療区分、保険者番号、給付割合、診療年月、府県コード、医療機関コード、特記事項、職務上の事由、医療機関の所在地および名称、診療科、傷病名、診療開始日、転帰、診療実日数、決定点数、公費点数、一部負担金額、患者負担金額、外来負担金額、入院負担金額、高額療養費金額、薬剤負担金額、薬剤負担金額公費分、食事療養日数、食事療養日数公費分、食事療養決定額、食事療養決定額公費分、食事療養標準負担額、食事療養標準負担額公費分、診療内容、画像(レセプト画像)
柔整療養費情報	施術柔道整復師名、柔道整復師登録番号、画像(申請書画像)、施術年月、施術金額、傷病名、柔道整復師の振込先口座、被扶養者氏名・生年月日、被保険者との続柄、本人住所
疾病予防業務情報	受診者名、続柄、自宅住所、連絡先電話番号、事業所名および所在地・電話番号・事業主名・担当者名・社員コード、健診(医療)機関名および所在地・電話番号、医療機関コード、健診種目名、健診別給種コード、健診未実施項目、健診受診日、健診結果(数値)、画像(レントゲン写真)、相談・指導内容、所見、医師・保健師・看護師名、救急薬・常備薬購入記録、疾病既往歴、家族既往歴、補助金振込先銀行口座、受診履歴、健診(医療)機関受付担当者名

情報の種類		個人情報の内容
その他保健事業業務情報	保養施設および 体育奨励、福利厚生 事業情報	続柄、自宅住所、連絡先電話番号、同行者情報、事業所名および所在地・電話番号・担当者氏名、利用施設名および所在地・電話番号・利用年月日(入会日)、補助金振込先銀行口座
	保健指導情報	適用業務情報(任意継続含む)、機関紙発行情報、レセプト業務情報、疾病予防業務情報、現金給付業務情報、柔整療養費情報 (健康診断に係る)受診の有無・再検査の可否・再検査受診の有無 (特定保健指導に係る)対象の可否・階層区分・事業所担当者名・実施希望医療機関名及び所在地・実施の有無・初回面談日・終了日・終了評価 (訪問・電話指導に係る)事業所所在地(勤務地)・電話番号(勤務地)・担当者名、保健指導における相談・指導内容、健康教室(宿泊型)参加者に係る氏名・生年月日・住所・電話番号
	組合員外の直営 保養所利用情報	所属団体(当組合資格喪失者・東京都電機企業年金基金受給者・東振協協同利用健康保険組合・年金受給者協会・健康友の会)区分および所属先証明、利用責任者名、同行者情報、性別、続柄、生年月日、自宅または会社の住所・連絡先電話番号、利用施設名、利用年月日
	機関紙発行情報	送付先住所
	その他	年齢、住所、電話番号、FAX番号、送付先住所、メールアドレス

※上記のうち、適用及び現金給付情報において個人番号が付された情報については、特定個人情報として取扱うものとする。

【その他保健事業業務情報】

1. 直営保養所運営
2. 各種契約施設補助金
3. 大宮運動場運営
4. 健康づくりのための各種教室開催
5. 保健指導
6. 機関紙発行
7. ホームページ運営
8. 各種申込及び応募
9. 電機健保弘済会が行う斡旋事業や団体生命保険の加入案内

1. 加入者に対する保険給付に必要な利用目的

【健康保険組合等の内部での利用に係る事例】

- ・ 法定給付及び付加給付の実施

【他の事業者等への情報提供を伴う事例】

- ・ 交通事故等第三者行為に係る損保会社等への求償業務
- ・ 柔道整復師療養費支給申請書等に係るデータ処理、照会文書の発送、回収、支払い等の業務
- ・ 健康保険組合連合会の高額医療給付の共同事業
- ・ 東京都総合組合保健施設振興協会（以下「東振協」という）の保険給付等の審査相談
- ・ 医療助成を受ける行政等への所得区分情報

2. 保険料の徴収等に必要な利用目的

【健康保険組合等の内部での利用に係る事例】

- ・ 被保険者資格の確認並びに標準報酬月額及び標準賞与額の把握
- ・ 健康保険料の徴収
- ・ 被扶養者資格の再確認
- ・ 健康保険被保険者証の発行

【他の事業者等への情報提供を伴う事例】

- ・ 被保険者等資格等のデータ処理の外部委託
- ・ 算定基礎届、賞与支払届等に係るデータ入力の外部委託
- ・ 被扶養者資格の再確認に係る各種帳票印刷および発送業務
- ・ 告知書及び任意継続納付書等封入・封緘及び発送業務の外部委託

3. 保健事業に必要な利用目的

【健康保険組合等の内部での利用に係る事例】

- ・ 健康の保持・増進のための健診、保健指導、面談及び個別受診勧奨
- ・ 保養施設及びスポーツ施設等の運営
- ・ 健康づくりのための各種企画
- ・ 医療費適正化訪問事業

【他の事業者等への情報提供を伴う事例】

- ・ 健診結果、保健指導等のデータ処理の外部委託
- ・ 医療機関への健診の委託
- ・ 保養施設、スポーツ施設および契約プール施設等の運営の委託
- ・ 健診結果の事業者への提供
- ・ 個別受診勧奨の該当者通知
- ・ 健診受診の有無等に関する情報の提供
- ・ 健診データ処理等の外部委託

- ・家庭用常備薬品等斡旋販売事業者への外部委託
- ・特定保健指導の外部委託
- ・特定保健指導階層化における通知書作成の外部委託
- ・電話保健指導（重症化予防及び前期高齢者）の外部委託
- ・機関紙の発行及び発送の外部委託
- ・電機健保弘済会が行う斡旋事業や団体生命保険の加入案内等の外部委託
- ・東振協、健保連主催の健康保持、増進の共同事業
- ・訪問事業等医療費適正化に伴う統計資料等の事業者への提供
- ・施設利用情報、医療費情報、ジェネリック医薬品差額情報および健診申込・結果情報を閲覧するための個人向けポータルサイトの運営委託

4. 診療報酬の審査・支払に必要な利用目的

【健康保険組合等の内部での利用に係る事例】

- ・診療報酬明細書（レセプト）等の内容点検・審査・支払

【他の事業者等への情報提供を伴う事例】

- ・レセプト及び柔道整復施術療養費申請書の内容点検、審査、支払の外部委託
- ・レセプト及び柔道整復施術療養費申請書の電算処理のためのパンチ入力、画像取込処理の外部委託

【審査支払機関への情報提供を伴う事例】

- ・オンライン資格確認等システムを利用したレセプト振替のための加入者情報の提供
- ・オンライン資格確認等システムを利用したレセプト振替のための再審査請求に係る加入者情報の照会及び提供

5. 健康保険組合の運営の安定化に必要な利用目的

【健康保険組合等の内部での利用に係る事例】

- ・医療費分析・疾病分析
- ・傷病・負傷原因の照会
- ・医療費等の返還請求

【他の事業者等への情報提供を伴う事例】

- ・医療費分析、医療費通知及びジェネリック医薬品促進通知に係るデータ処理等の外部委託

6. その他

【健康保険組合等の内部での利用に係る事例】

- ・健康保険組合の管理運営業務のうち、業務の維持・改善のための基礎資料
- ・健康保険組合の管理運営業務に係る記録資料
- ・支払に伴う振込先データの作成
- ・適正な経理事務の執行

【他の事業者等への情報提供を伴う事例】

- ・第三者求償事務において、保険会社、医療機関等への相談又は届出等
- ・業務の適正処理のための照会又は回答（保険者間等の情報交換）

- ・ 行政機関等からの要請による情報提供
- ・ 事務監査の外部委託
- ・ 書類等の保管及び書類等の廃棄に係る外部委託
- ・ データ入力された情報（データベース）は全て遠隔地の外部委託先にバックアップを実施

7. 特定個人情報

番号法第 19 条第 7 号において定められた他の医療保険者又は行政機関(以下「他機関」という。)との情報連携における利用目的

【組合の事務処理執行の為、他機関より情報を受ける場合】

- ・ 傷病手当金、高額療養費、出産、埋葬関連給付等保険給付審査事務にかかる給付情報等
- ・ 高齢受給者負担区分判定等にかかる課税・非課税情報
- ・ 被保険者資格取得事務にかかる他機関における資格情報
- ・ 被扶養者認定事務にかかる課税・非課税、住民票関係情報等

【他機関の事務執行の為、組合が情報を提供する場合】

- ・ 傷病手当金、高額療養費、出産、埋葬関連給付等、他機関の給付事務にかかる組合における保険給付関連情報
- ・ 資格取得、被扶養者認定等、他機関の資格確認事務にかかる組合における資格取得、被扶養者資格関連情報

8. オンライン資格確認等システムの利用に係る利用目的

【組合の事務処理執行の為、他機関より情報を受ける場合】

- ・ 特定健診データ

【他機関の事務執行の為、組合が情報を提供する場合】

- ・ 被保険者等の資格関連情報及び特定健診データの登録

個人情報漏えい事故発生時の報告連絡体制

1. 個人情報に関する問い合わせ窓口

東京都電機健康保険組合 総務部総務課 TEL 03-3834-7211

2. 漏えい事故相談窓口責任者

総務部長

3. 報告連絡体制

